

医薬発 1017 第 1 号
令和 7 年 10 月 17 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の
一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の
公布及び施行について（通知）

標記については、本日、別添のとおり公布され、施行することとされたところで
す。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を
改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（令和 7 年政令第 354 号）
の内容については下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管下市町村
への周知方よろしくお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一
部を改正する法律（令和 7 年法律第 37 号。以下「改正法」という。）の一部の
施行に伴い、所要の経過措置を設けること。

第 2 改正の内容

1 経過措置

指定濫用防止医薬品の指定については、厚生労働大臣は、改正法附則第 1 条
第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 5 月 1 日）前においても、薬事審議
会の意見を聴くことができるものとする。こと。（第 1 条関係）

2 施行期日

1 については、公布の日から施行するものとする。こと。（附則関係）